

平成27年第3回教育委員会定例会  
(3月12日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年3月12（木）午後2時10分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さち子
青 少 年 ・ ス ポ ーツ 課 長	山 本 光 洋
中 央 図 書 館 長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

第16号議案 平成27年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育  
関係経費計上予定案の意見聴取について

第17号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則  
の一部を改正する規則

第18号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正  
する規則

第19号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正す  
る規則

第20号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の  
一部を改正する規則

第21号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第22号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第23号議案 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第24号議案 東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例施行規則の一部を改正する規則

第25号議案 東京都台東区認定こども園に関する規則を廃止する規則

第26号議案 東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則

第27号議案 東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

第28号議案 旅館業営業許可（西浅草3丁目）に関する教育委員会の意見聴取について

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課

- ア 公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援について
- イ 東京舞祭実行委員会が実施する事業に対する後援について

#### (2) 指導課

- ウ 台東区立学校オフィシャルルールについて

#### (3) 生涯学習課

- エ 日本ジュニア・ギター教育協会が実施する事業に対する共催について
- オ 台東区アマチュアオーケストラ協会が実施する事業に対する共催について

#### (4) 青少年・スポーツ課

- カ 体育施設の事前使用承認について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

- ア 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について
- イ 予算特別委員会における審議事項について
- ウ 後援名義の使用について

#### (2) 庶務課（事務局副参事）

- エ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う区規則の整備について

#### (3) 児童保育課

- オ 認可保育所の整備等について

3 4月の行事予定について

4 その他

午後2時10分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、樋口委員は所用のため、本日はご欠席でございます。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

では、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○高森委員長 ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第16号議案

#### 〈日程第2 教育長報告〉

##### 2 報告事項

###### (3) 児童保育課 オ

○高森委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第16号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、児童保育課のオについても一括して議題といたします。

児童保育課長、説明及び報告をお願いいたします。

○児童保育課長 資料11をご覧ください。認可保育所の整備等についてご報告をさせていただきます。

項番1、現況でございます。就学前人口や1歳児の申請割合が増加している状況があり、資料の表のとおり、本年4月の保育所入所の新規申請者数につきましては1,159名で、昨年より152名増と、大幅に増加している状況でございます。

こうした状況を勘案いたしますと、4月の待機児童数につきましても、昨年の126名を上回るものと現時点では予測をしております。

次に、項番2の対応策でございます。こうした状況を踏まえた緊急的な対応ということで、(1)のとおり、民設民営の認可保育所2カ所を11月を目途に整備（誘致）するものでございます。

整備に係る経費につきましては、(2)にお示ししているとおりですが、後ほど説明のあります平成27年第1回補正予算案に計上させていただくものでございます。

次に、項番3、今後の待機児童対策についてでございます。今回の緊急的な対応のほか、教育委員会といたしましては、台東区次世代育成支援計画に基づき、平成29年度に開設を予定している認可保育所の開設時期を前倒しすることや、認証保育所が認可保育所へ移行することに対する支援策などにつきまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に項番4、スケジュールでございます。今後、誘致する保育所の事業者の選定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○庶務課長 それでは、続きまして、第16号議案、平成27年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案の提案理由でございますが、ただいま報告事項でご説明いたしました、平成27年度中の認可保育所2カ所の誘致に関する歳入・歳出経費を平成27年度一般会計補正予算第1回に案として計上する予定でございます。

その関係で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、提出するものでございます。

議案を1枚おめくりいただきまして、右側のページをご覧ください。歳入・歳出の内訳でございます。歳入は、誘致に関しまして都からの補助金で1億2,522万2,000円の増額補正でございます。歳出は、2カ所の開設準備に対する補助といたしまして2億1,013万1,000円の増額補正でございます。

この補正予算案は、現在、開会中の第1回区議会定例会で審議されるものでございます。

意見聴取につきまして、よろしくご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 26年度から27年度を比較して新規の申請者が152名増えたということですが、この間、区として整備した数が幾つでしょうか。また、それに対してまだ間に合わなかつたと考えればよろしいですか。

○児童保育課長 比較で申し上げますと、認証保育所等のそういった保育サービスも含めまして、昨年に比べて184人分の定員増は図っているところでございます。

○和田教育長 待機児童数が昨年の126名をも上回る予測ということで、現実的に考えると申し込みが相当増えて、今回の補正予算でおよそ60名定員の認可保育所を2カ所整備するということですね。それは年度内にできる見通しということではありますが、その間にさらに申込者が増えていくことも考えられるのでしょうか。

○児童保育課長 やはり年度途中の出生や、転入される方もいらっしゃいますし、そういう方が保育を必要とされれば申請することも当然ございますので、今回は緊急的な対応として60名定員を2カ所整備ということであげさせていただいておりますが、あくまで緊

急的な対応ということですので、こちらの資料にも挙げさせていただいているとおり、今後の待機児童対策としてさまざまな策を推進していかなければいけないということは変わりないところでございます。

○垣内委員 予算の組み立てについて、歳入は都の支出金で約1億2,500万円、歳出が約2億円ということは、区が1億円弱の負担をするということだろうと思いますけれども、今後の待機児童対策として、平成29年4月開設予定の認可保育所1か所を前倒し整備することや、認証保育所の認可化など、かなり予算もかかるかと思いますが、どういった手当てをされるのでしょうか。東京都の助成金や補助金が一つのきっかけになって、それに追加で区も支出するということでしょうか。

認証保育所の認可保育所化にはおそらくインフラ整備をしなくてはならないかと思いますが、そういったハード面の整備も大きいという理解でよろしいでしょうか。

○児童保育課長 堀内委員ご指摘のとおり、検討しております認証保育所の認可化につきましては、認証保育所の定員拡大を含めて、現在は、認証保育所は主に0歳から2歳を中心に受け入れてございます。一部、5歳まで受け入れている園もございますが、数は非常に少ない状況でございます。

現在の、待機児童の動向としては、0から2歳で2歳から3歳に上がるときに認証から、例えば認可保育園に入りたいという人が待機となるケースが増えてきている状況がございます。そういった部分もあり、認証保育所が5歳まで受け入れていただけるような認可化、プラス定員拡大をしていただければ、そういった部分の課題がクリアになってくるのかなということで、今回、検討する一つの項目として挙げさせていただきました。

それから経費の面につきましても、東京都などの補助を最大限に活用して、特定財源を確保しながらということが大前提で考えておりますが、ご指摘のとおり、インフラ整備、施設の改修にかかる経費等に対する補助でございますので、費用としては嵩んでくることが考えられます。

○和田教育長 待機児童に関する周辺区の情報はあるのでしょうか。

○児童保育課長 国の定義の見直しが一部あった関係もあると思うのですが、現在のあくまで正式な数値ということではなく、各区の情報を聞きしたところ、近隣区、特に北区、荒川区については大幅にアップするのではないかという予測を立てているそうです。

また、文京区は昨年は104名だったのですが、横ばいの予測。北区は昨年69名ですが、大幅アップして3桁になるのではないかという予測。荒川区も昨年は8名でした、かなり増えるだろうという予測を立てているということでございます。

○和田教育長 先ほど3歳に上がるときの対応、キャパシティの話がありましたけれども、区立幼稚園については、1園を除いたほぼ全て3歳の定数はいっぱいになっていると思いますが、私立の幼稚園の入園状況について、把握しているところはありますか。

○庶務課長 私立幼稚園は、台東区内は7園ございまして、7園の定員全て合わせますと、約1,600人でございます。そのうち、約65%が区内在住のお子さんで、残りが区外に在住

するお子さんでございます。今回、子ども・子育て支援新制度の本格導入で、保育のキャパシティが広がると期待を持たれている保護者が多いことから、保育のほうに幼稚園需要が少し流れているということもあり、私立幼稚園の中では、例年よりも入園児が少なくなっているという状況が一部あると聞いているところでございます。

○高森委員長 現時点でのどのくらいの待機児がいると予測されていますか。

○児童保育課長 あくまで概算、推測の域を出ではありませんので、正式な数字は認証保育所等の入所状況が出ないとはつきりしませんが、現在、担当として予測している幅としては180人から220人の間ではないかという推測をしているところでございます。

○高森委員長 そうしますと、緊急整備で120名増えたところで、100名は残ってしまうことになりますね。

○児童保育課長 平成27年度予算におきまして、平成28年4月の認可保育所の開設誘致経費を既に予算計上はさせていただいておりますので、そういった形で定員をしっかりと確保はしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 いずれにしても、11月までに新たに誘致ができるかどうかというところが大きな問題だと思いますので、それが実現しないことにはかなり厳しい状況が待っていると思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第16号議案については、原案どおり決定いたしました。

また、児童保育課の方についても報告どおり了承を願います。

## 第17号議案

## 第21号議案

## 第22号議案

○高森委員長 次に第17号議案を議題といたします。

なお、関連する第21号議案及び第22号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それではまず第17号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

本案は、本年4月1日から台東区職員の配偶者同行休業に関する条例が施行されることに伴い、規定の整備を図るものでございます。

配偶者同行休業とは、職員の配偶者が外国勤務をする場合などに職員が同行して3年を

限度として休業を可能とする制度でございます。

改正の内容につきましては、議案に添付してございます新旧対照表をご覧ください。第13条に、「配偶者同行休業中」という文言を加えます。

次に、第16条の現行の文言、(1)の「休職」という表現を「休職、配偶者同行休業」に改めるものでございます。

続いて、第21号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

提案理由は、第17号議案と同様でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第2条の第1項に新たに「(12)法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）」を加えるものでございます。

また、第2条第2項第1号中、「第2号から第11号まで」を「第2号から第12号まで」に改めるものでございます。

さらに、(7)に「配偶者同行休業中の職員として在職した期間」を加えるものでございます。

続いて、第22号議案についてご説明をいたします。

第22号議案は、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございますけれども、提案理由は第17号議案と同様でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

さきの2案と同様に、配偶者同行休業の内容を新たに追加することが主でございます。

第2条第1項に(12)として、「法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）」を加えます。

それから、新旧対照表の中に下線でお示しした部分が主な変更でございます。

三議案につきましての説明は以上でございます。よろしくご審議のうえご決定くださるようお願いをいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 該当する方は、見込みとしてどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 幼稚園教育職員以外にも、台東区の職員も該当いたしますので、区長部局でも同様の条例をつくって対応しているところでございますけど、区長部局で希望されるという方は2名いらっしゃると聞いてございます。

幼稚園教育職員につきましては、事前リサーチの結果、希望されるという方は現時点ではいらっしゃらないと聞いてございます。

○和田教育長 復帰するまでの期間の設定はありますか。

○庶務課長 最長3年を限度として、任命権者が決めるということになってございますので、配偶者の勤務状況等を総合的に勘案して休業期間を決めるというものでございます。

○高森委員長 ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第17号議案、第21号議案及び第22号議案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第18号議案

#### 第19号議案

#### 第20号議案

○高森委員長 次に、第18号議案を議題といたします。なお、関連する第19号及び第20号議案についても一括して議題とします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、最初に第18号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

昨年の10月に、特別区人事委員会勧告があり、給与の改定、特別給の改定、地域手当の支給割合等の見直し、管理職員特別勤務手当の支給要件の追加などがございました。

これを受け、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を行われ、本案は、その改正に伴う規定の整備を図るものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。管理職手当に関する別表の園長の項目中、現行、再任用以外の職員「9万1,000円」を「8万9,600円」といたします。こちらは、特別区人事委員会勧告の中で給与改定をしておりますが、地域手当の増分に見合う割合の額を給与減額するという措置がとられており給与額の一定割合ということで、管理職手当が決まっておりますので、その関係で若干、額が下がるという内容のものでございます。

続きまして、第19号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

本案の提案理由は、第18号議案と同様でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。地域手当に関する割合を現行の「100分の18」から「100分の20」に改正するものでございます。

次に、第20号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案の提案理由は、第18号議案と同様でございます。

新旧対照表をご覧ください。第3条に、「園長5,000円、副園長4,000円」という項目を加えてございます。これにつきましては、新たな勤務ということで、条例の第10条に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、引き続く勤務にかかる条例第23条第2項の規定

により、管理職手当を支給しないということになってございます。あわせて、夜間に勤務に従事した場合に、園長5,000円、副園長4,000円という額を設けているものでございます。

以上、3案につきまして、よろしくご審議のうえご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○高森委員長　ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員　特別区人事委員会勧告の意図がよくわからないところがありまして、地域手当は少し増やすということ、管理職手当はその分に見合った金額が減る。夜間に勤務した場合には、新設で若干の手当が出るということですが、基本的に、インセンティブとして増やしたいという意向なのかどうか。

○庶務課長　特別区人事委員会勧告は、昨年の10月に平成26年度分ということで出了ました。ご存じのように、民間との給与比較ということで勧告が出来ますけれども、今まで長い間、給与の改定は減額改定が続いておりましたが、平成26年については、給与改定で約0.2%の増、特別給につきましても0.27月の増ということでございます。

委員ご指摘のように、特に管理職員のモチベーションを上げるということで、特別勤務手当の支給要件の追加を今年の4月1日から実施をするようになります。

先ほどご説明いたしました追加される支給要件で、災害への対処等、臨時や緊急の場合にやむを得ず平日の深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき園長であれば5,000円、副園長であれば4,000円を支給するということで、管理職に対するインセンティブを設けるという趣旨の人事委員会勧告が含まれているところがございます。

それから、地域手当は2%引き上げられて20%という設定になっておりますが、給料表が地域手当の支給割合の引き上げ分と同率程度引き下げるという、技術的な措置が人事委員会勧告の中に含まれておりますので、先ほどの本給が若干下がるということで管理職手当が若干下がるというところでございます。その部分はありますが、トータルでは今回、管理職員のモチベーションを上げるような中身での人事委員会勧告を反映した規則の改定でございます。

○高森委員長　特別勤務手当について、夜間の勤務というところでは何か条件があるのですか。

○庶務課長　一般的には、このような時間帯の勤務は、通常、想定されないところですけれども、緊急時や、やむを得ない職務上の必要性があった場合に、任命権者の判断で決まるところがございます。レアケースでございますので、それだけに勤務をした場合にはきちんとした手当を出しましようということで、要件が追加されたというところでございます。

○高森委員長　それほどモチベーションの上昇に効果があるのかどうかについては、いかがなのでしょうか。ありがたいこととは思いますけれども。

ほかいかがでしょうか。

○末廣委員 今の件は、全くの新設ですよね。今までそういった手当は一切なかったのですか。

○庶務課長 勤務の実態にもよりますし、技術的には予算処置がどういうふうにされているかというところとも関係いたしまして、超過勤務手当ということで支払いをしているというところでございます。

ただし、超過勤務手当ということですと、こういった時間帯は割り増しになったり、人によっては非常に単価が高いこともありますので、聞くところによりますと3.11のような通常の勤務時間以外での勤務対応ということも想定した上での手当というものをきっちり定めておこうと、そういう必要があってこういったものを定めたと聞いているところでございます。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第18号議案、第19号議案及び第20号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 第23号議案

○高森委員長 次に、第23号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第23号議案、東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、東京都台東区小中学校の学校医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴いまして、台東区立幼保連携型認定こども園の学校医に関し、規則の規定整備を図るため、提出するものでございます。

改正内容は、先般1月30日の本委員会におきまして意見聴取し、2月の区議会定例会で審議、可決いたしました条例の改正に伴いまして、必要となる台東区幼保連携型認定こども園の追加に関連する規則の整備となってございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、規則の名称及び第1条の冒頭にございます条例の名称中、「小中学校」とありますものを「小中学校等」に改正いたします。

同じく第1条中、「及び中学校（以下「学校」という。）」とあるものを例示といたしまして、「幼保連携型認定こども園」を追加し、以下「学校等」に改めるものでございます。

第2条中、「（以下「学校長」とありますものを「並びに幼保連携型認定こども園の園長（以下「学校長等」と改めると同時に、報告の相手先といたしまして、「教育委員会」となっているものを「（台東区立幼保連携型認定こども園にあっては、東京都台東区長。以下同じ。）に」と改めるものでございます。

裏面をご覧ください。

以下、第4条中、また第23条の中で、「学校長」とあるものを「学校長等」に改める文言整理をさせていただくものでございます。

また、本規則に係る別紙様式につきましては、ただいま申し上げた改正内容に合わせまして、条例の名称や学校長という表現の項目名などについて整備を図っているものでございます。

本規則につきましては、4月1日からの施行でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長　ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長　この改正をする前に、何か不都合はあったのでしょうか。

○学務課長　この条例自体の施行適用の例は、まだ区ではないものですから、支障等はございませんでした。

○和田教育長　議会などでも、公務災害そのものよりも、学校医あるいは学校歯科医の方たちの学校での関与度について質問もあるところです。今、学校医の方たちを例に挙げると、年間でどのくらい学校においてになる、あるいは実際、学校と連絡をとり合っているのでしょうか。

○学務課長　診療科目などで差はありますが、概ね年間7日前後が実動日数としてはなっていると聞いてございます。差がありますので、4日程度から、10日を超えることもあると聞いてございます。

○和田教育長　学校の規模、生徒数、児童数によって、健診などにかかる負担度も違うと思いますが、その辺り、何か勘案をして処理している部分はありますか。

○学務課長　ご指摘のとおり、児童数の多い学校では、健診時に拘束時間も当然長くなるということもありますし、また、結核診査会の役員などと兼務をしている場合に、負担も出てくるということは聞いてございます。

学校医としての報酬は統一でございますが、いろいろなお仕事をお願いする場合に、そういうったところに対するお礼等は考えているところでございます。

○高森委員長　他にいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長　これより採決をいたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第23号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 第24号議案

○高森委員長 次に、第24号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第24号議案、東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本件は、昨年11月の本委員会でご審議をいただいた後、第4回区議会定例会において制定をいたしました、東京都台東区立幼稚園保育料条例及び入園料条例の一部を改正する条例の関係で規則の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず名称について、入園料の廃止により条例の名称が変更となったことから、規則の名称も同様に改正することとなります。

次に、現行の第2条でございますが、これまで条例で幼稚園や石浜橋場こども園の保育料について上限を定め、また規則の2条で保育料を定めてございましたが、改正後は条例で保育料を定めておりますので、第2条については削除いたします。

また、改正後の第2条といたしましては、保育料を決定・変更した際に保護者に通知する。これは応能負担でございますので、お一人お一人違いますので、こういったことを通知する旨の規定が新設されることとなります。

第3条は区市町村民税額で、これによって負担額が決まってくるわけですが、こういった額が確認できない場合の措置といたしまして、保育料の改正区分を認定する方法を定めてございます。

第1項は、外国に居住していた場合などについて、年間の収入申告書の提出により課税額を推計し、階層区分を認定することができる旨の規定でございます。

第2項は、税が未申告である場合や前項における収入申告書の提出がない場合には、最高額の区分に属するものとして、認定することができる旨を規定するものでございます。

次に、第4条でございます。年上の兄弟が小学校1年から3年生であったり、幼稚園等の施設を利用している場合に、多子世帯に係る保育料の低減となりますが、その幼稚園等の施設の種類を定めているものでございます。

第5条から第7条までは、第3条、4条の新設に伴う条ずれで、条番号が繰り下がってございます。また、入園料の廃止により、保育料等の「等」の字を文言整理をさせていただいております。

次に第6条。保育料の減額や免除につきましては、保育料が応能負担化されることから、これまでの規定を削除し、同時にこれまでの別表3、4を削除し、改めて失業した場合など、所得が著しく減少した場合などに対応する減免措置を別表で規定しております。

別表は6ページをご覧ください。項番1と2は、生活保護の認定を受けたときなどです。また、3、4、5につきましては、税の減額や免除を受けるようなケース、そして項番6から項番11までは、災害や盗難、また高額な医療費の出費、失業、また、みなし寡婦控除などを認定を受けた場合に、その場合は再計算をするということを定めてございます。

また、項番12には、これ以外にも教育長が調査の上、認めた場合ということで、教育長が認めた金額とすることができますというふうにさせていただいてございます。

次に、第8条でございます。保育料を算定するために、税額を計算する際に、適用除外する項目といたしまして、条文が書いてありますが、具体的には住宅借入金と特別税額控除、また寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、この4点の税額控除を定めているものでございます。

これは、国が保育所保育料の算定の際、国基準として定めているものでございまして、これを準用しているものでございます。

付則の第1項は、施行日でございまして、平成27年4月1日でございます。

第2項は、保育料の改定の段階的な実施のため、改正条例の付則で定めた平成27年分にかかる保育料の計算についても、先ほど申し上げました第8条と同様に四つの税額控除を適用しない旨、定めているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回の幼稚園保育料の改定について、これは昨年の秋以来ずっと教育委員会で作業を進めてきてまして、これについては非常に長い年月据え置きだったものを改正したということで、保護者の方たちにも反響があったのですが、それについてはその後はどうでしょうか。

○学務課長 ご指摘ありましたとおり、長い間の据え置きのうえということで、各園を回りましてご説明をさせていただいておりました。

その中で、今まで幼稚園は安かったということをおっしゃっていただく方もある中で、やはり上がるという実態があるということは負担増なので、そういうことについては何か軽減策は考えられないのかというようなご質問はいただいてきたところでございます。

そういう経緯もあり、以前、ご承認をいただいて段階的な実施ということもしてきたところでございます。そういうことで、園での説明を終えて以降は、ご意見は寄せられていないところでございます。

○末廣委員 今まではずっと据え置いてきて、上げたところでほかの区とのバランスはいかがですか。

○学務課長 台東区の改正は、本則としても最高が8,600円というような応能負担になつてございますし、来年度については、上げ幅半分ということで言いますと、定額でも1万円を超える区もある中では、どちらかというと低いほうであると認識してございます。

○垣内委員 私立幼稚園の保育料とはどのくらい差があるのでしょうか。

2点目は、改正案の別表で、最後に「各号によりがたいもので、教育長が特に調査のうえ必要と認めたとき」とは、どのような事態を想定されているのでしょうか。

○庶務課長 私立幼稚園7園の現在の月額の平均保育料としては、約2万4,600円でございます。現行は、区立幼稚園の保育料は定額で5,000円でございます。

ただし、平成27年度、28年度で、応能負担ということで、所得に応じた保育料の体系になってまいります。私立幼稚園の保育料との乖離については、若干縮まってまいりますけれども、それでもまだ所得区分によっては開きがあるという状況ではございます。

○学務課長 2点目のご質問に関しまして、ご覧のように生活保護の受給開始や税について、災害等々あらゆるものを想定しておりますので、想定外のものについては、こういう手続によって対応するということを定めているところでございます。これまでも先行して保育所でこの定めがございましたが、今のところ適用事例はなく、想定外の場合にはこういった手続をするということを定めている形でございます。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第24号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 第25号議案

○高森委員長 次に、第25号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第25号議案、東京都台東区認定こども園に関する規則を廃止する規則について、ご説明をいたします。2枚目の資料をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度におきましては、これまでご報告をしてきましたとおり、幼稚園・保育園それぞれの認可を受けていた幼保連携型認定こども園は認可が一本化され、長の職務権限ということで整理をされたところでございます。

これに伴い、該当する園であります石浜橋場こども園につきましては、東京都台東区幼保連携型認定こども園条例を制定させていただいて、例規の整備を行っているところでございます。

現在、区立認定こども園に係る規則につきましては、区長の職務権限である保育所型を含めて幼稚園を所掌する教育委員会規則で一括して整備をしてきたところでございますが、このたび、幼保連携型認定こども園が区長の職務権限に整備されたことに伴いまして、教育委員会規則を廃止し、新たに区の規則として制定するものでございます。

項番1のとおり、ご覧の記載のとおりの規則を廃止いたしまして、項番2にありますような認定こども園の名称や構成する施設、また実施事業内容につきまして新たに区規則として制定し、次回の本定例会におきまして規則制定の報告をさせていただくということで考えてございます。

廃止する規則の施行日は、本年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

2枚目の項番2について、(2)の実施事業で挙がっているこれらの事業は、現在行われているものと同じという理解でよろしいですか。

○学務課長 現在も規則等で定めているものでございます。また、子育て支援新制度において、メニューとして示されているものなども勘案して、改めて定めるというものでございます。

○末廣委員 新しい区規則は具体的にでき上がっているのですか。

○学務課長 現在、案を調整中でございます。次回の教育委員会にと考えております。

○高森委員長 今日はその前置きということですか。

○学務課長 区が制定したうえで、その結果の報告という形になります。

○和田教育長 「幼保連携型認定こども園が区長の職務権限とされたことに伴い」という表現がありますが、教育委員会とこども園との関係に何か変化があるのかと思われるかとも思います。

○学務課長 これまで幼保連携型関連の条例改正でも申し上げてきたとおり、最終的にこども園に関するることは区長部局から教育委員会に委任されることになりますので、例規上はこういった位置づけになりますが、内容はこれまでと変わりません。

○末廣委員 内容的には従来と変わらないということですが、あえて区長の職務権限としたというのは、何か理由があるのですか。

○学務課長 新制度の趣旨といたしましては、かねてより認可としては幼稚園、保育所などが連携した形、または独立した形の上で、さらにこども園の認定をとって、幼保連携型の場合は、そういったことでは三重行政ということを言われておりました。そういうことを今回の新制度において国が改善するために、幼保連携型については内閣府が所管する1本の認可に整理されたということです。こちらについては自治体の長の所掌という例規上の位置付けになりますので、それに対応するものでございますが、実質上はこれまでと変わらないものでございます。

○高森委員長 恐らく台東区だけではなく、ほかの区でも同じ変更をしているはずですね。

○学務課長 同様でございます。

○高森委員長 ほかいがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第25号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 第26号議案

### 第27号議案

○高森委員長 次に、第26号議案を議題といたします。なお、関連する第27号議案についても一括して議題といたします。

中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、第26号議案、東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則及び、第27号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則につきましては、本年4月1日に開館する台東区立中央図書館谷中分室に関する規則でございます。2議案あわせてご説明いたします。

台東区立中央図書館谷中分室につきましては、昨年8月19日の本委員会で、中央図書館谷中分室の開設についてをご報告させていただき、同9月5日の同委員会で東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例をご承認いただいているところでございます。

まず、第26号議案、東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則でございます。中央図書館谷中分室の開館に合わせ規定整備を行うものでございます。

また、あわせて団体貸出しについての規定整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項第5号、定期休館日でございますが、谷中分室の規定を追加いたしました。定期休館日は、原則、月曜日でございますが、第2日曜日の翌日と第5月曜日は開館いたします。

また、第2日曜日、これは全施設の休館日になります。また、第5月曜日の前日は休館日という規定を追加するものでございます。

なお、祝日、年末年始、館内整理日の第3木曜日、特別整理期間につきましては第1号から第4号に規定されているところでございます。

次に、別表第1、第4条の開館時間の規定になります。谷中分室の開館時間を追加するものでございます。月曜日から土曜日までは午前9時半から午後9時まで、日曜日及び12月28日は午前9時半から午後5時までを追加するものでございます。

最後に、別表第3、第10条の団体貸出しの規定になります。こちらについては、現状に合わせて規定整備をするものでございます。

1点目、紙芝居の扱いでございます。団体貸出しの対象は、幼児等を対象とした施設、具体的には幼稚園、保育園等でございます。既に、図書と同様の扱いをしておりますが、現在の規則では明確な規定がございませんでしたので、今回、明確に規定したところでご

ざいます。

2点目、図書及び紙芝居に関する期間でございます。従来、1ヶ月という規定でございましたが、月によって日数が変わることから、運用として30日という扱いをしておりました。今回、実情に合わせて変更するものでございます。

3点目、ビデオテープについて、現在、団体貸出しにおいては、ビデオテープの需要がないことから、今回、削除するものでございます。

4点目、16ミリフィルムの貸出し数でございます。現在、5本を上限にして貸出しを行っておりますので、実情に合わせて3点から5点に変更するものでございます。

5点目、視聴覚機材でございます。現在、16ミリフィルムやスライド映写機などの機材は1台の貸出しを行っておりましたので、今回、実情に合わせて変更するものでございます。

なお、この規則の施行期日は、本年4月1日でございます。

続きまして、第27号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則でございます。

提案理由は記載のとおり、生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため提出するものでございます。

昨年9月5日開催の本委員会において、中央図書館谷中分室の設置にあたり、東京都台東区生涯学習センター条例の改正についてのご承認をいただき、その後、12月24日の議会についてもご承認をいただいたところでございますが、条例の施行期日については、委員会の定める日としておりました。

通常、施行期日は開館日である4月1日からになるのですが、昨年9月の段階では改築工事の最中であり、改築工事終了後に書架等の搬入などの開館準備作業が入ることから、工事等の遅れる可能性も踏まえ、条例の施行期日を委員会規則に定める日として、開館日に合わせて指定する対応をとっていたところでございますが、その後、改築工事も順調に終了し、開館準備作業も現在、円滑に進んでおりますので、当初の予定どおり4月1日に開館できることから、今回の規則で施行期日を定めたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、両議案とも決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 以前の谷中コミュニティセンターの中にも、図書館的な施設がありました。それと比べて、新たな分室開設によってサービスの向上した部分、もしくはその逆の部分はありますか。

○中央図書館長 まず、サービスの向上につきましては、区立の図書館になりますので、今までの図書館的な施設ではできなかった、ほかの区の図書館等との相互貸借ができるようになります。

また、施設のソフト面のことですが、新たに多目的室をつくらせていただきましたので、

そちらで子供に対するイベント等を積極的に行っていくことを予定しておりますので、サービスの向上が図られるのではないかと考えているところでございます。

後退の部分というのは、現時点では無いかと。従来に比べ、広くもなりましたので使い勝手はよくなつたと考えているところでございます。

○和田教育長 職員の体制については、どういう形になるのですか。

○中央図書館長 現在、台東区の図書館では、窓口業務は業務委託でやらせていただいております。谷中分室につきましても、窓口業務については委託ということですが、職員は、専門の司書資格を持った司書2名を現地で常駐という形で、あとは区の再任用職員等もこちらに採用する予定です。館長につきましては、私が兼務させていただく予定です。

○高森委員長 ビデオテープは、需要がなくなつてゐるという話でしたが、見ることはできるのですか。

○中央図書館長 ビデオテープについては、まだ中央図書館で貸し出しが行うということで、今回は団体貸出しの需要がないということです。個人貸出しについては行っています。現在もそういった需要がございますので、団体貸出しに限ってご説明させていただいたところです。

○高森委員長 ビデオテープはおそらくご家庭でも見るための機材がない場合が多いと思いますけれども、こういった財産は今後どうなつていくのかなという点は危惧しているのですが、違法コピーもできてしまします。どのように考えていらっしゃいますか。

○中央図書館長 確かに、ビデオテープからDVDにかわっているものもあります。そういうものについては、積極的に買い替え等は行っていますが、そういうものがないものもございます。昔の資料などもいろいろとありますので、そちらにつきましては、管理をしっかりとしながら提供し続けたいと思っているところでございます。

○末廣委員 16ミリフィルムはどういう内容のものが多いですか。

○中央図書館長 いろいろございます。昔の文化的なものもございますし、通常のまちの風景を映したものもございます。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたしたいと思います。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第26号議案及び第27号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 第28号議案

○高森委員長 次に、第28号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第28号議案、旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取につ

いてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、旅館業法の規定によりまして、台東保健所長から旅館業の営業許可に関して意見を求められておりますので、提出するものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。保健所長から教育委員会宛ての照会文書でございます。2月9日付で出されたものでございます。

申請地は西浅草三丁目で、中央図書館から約103メートルの場所でございます。

申請者は、個人の方でございます。

営業の種別及び名称につきましては、旅館営業、仮称西浅草旅館でございます。

申請の種別は、新規の申請でございます。

施設の概要につきましては、別添の図面のとおりでございます。8階建てで客室数が13室、定員は39名でございます。

裏面の地図をご覧ください。

中央図書館との配置の関係は、地図のとおりでございます。国際通りから金竜公園の前を通りまして、合羽橋の道具街に抜ける通りに面したところでございます。この通りは通学路には面してはございません。

このような申請内容を、教育委員会として意見案を議案の裏面についてございます。

本申請に関わる旅館業の開業については、図書館の運営上特段の支障はないものと考えます。申請者に対しては、旅館営業を行うに際し、今後、増加が見込まれる外国人旅行者へのマナー遵守を指導するなど、図書館周辺環境及び地域環境への配慮と協力をお願いしますということで回答したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

今まででは、学校の近隣に宿泊施設ができるときに意見聴取があったわけですが、図書館も同様に考えられるのですね。

○庶務課長 図書館につきましても、教育施設と同様に、旅館業法の意見聴取をする対象になります。

○高森委員長 先程、通学路の話がありましたけれども、図書館に通う子供たちは、そういったことは考えなくてよろしいでしょうか。

○中央図書館長 今でも図書館は用途が広くて、いろいろな地域から子供たちが来ますので、通学路という形のものはございません。今回の案件につきましては、これから東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人観光客等の増加も考えられますので、マナーの面での意見を出させていただいたところでございます。

○末廣委員 これはビジネスホテルの範疇に入るのですか。

○庶務課長 旅館業法の中では、ビジネスホテルという取り扱いで保健所のほうは考えているというところでございます。

○高森委員長 学校や図書館以外に、対象になる施設はありますか。

○庶務課長 例えば、こどもクラブなども対象になります。

○高森委員長 子供が来るからという配慮なのでしょうね。

○庶務課長 教育施設あるいは児童福祉施設等につきましては、周囲の良好な環境を維持するということが教育・保育環境の充実という観点から求められるというところですので、こどもクラブもそうでございますし、認可保育所もそうでございますし、そういう旅館業法としては、そういう事前の意見聴取を教育委員会に求めるようにということになってございます。

○高森委員長 認可保育所は、誘致をあちこちにするわけですけれども、誘致した先の環境が、もう既にそういった状況にあった場合はどうなるのですか。

○児童保育課長 事業者を誘致する際には、誘致する場所、それから周囲の環境についても一定の評価をさせていただくような形をとっておりますので、そういったところについても十分配慮して誘致をするということでございます。

○高森委員長 誘致が進むと、旅館を建てられないという事例が増えてくるような気もしますね。

○和田教育長 私立の幼稚園あるいは保育所等についてはどのような適用になりますか。

○庶務課長 私立の場合も基本的には区立と同様の扱いとなります。

○高森委員長 ほかに、いかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第28号議案については原案どおり決定をいたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 アイ

○高森委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まずアの公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

事業の名称は、「Concert for KIDS ~0才からのクラシック~」でございます。本事業につきましては、例年、台東区の後援を受けて実施をしている事業でございますが、未就学児を対象としていることもございまして、今回初めて教育委員会に後援名義使用の申請が出されたものでございます。

実施年月日は、平成27年7月8日水曜日の午前11時からでございます。場所は、生涯学習センターミレニアムホールでございます。

事業の目的でございますが、未就学の小さなお子様と一緒にリズミカルな曲を交えながら、大人にも聞きごたえのある1時間程度のコンサートを開催することにより、親子で初めてのクラシックコンサートを体験できる機会を提供することでございます。

入場料は大人が2,000円、子供1,000円となってございます。チケットの販売は、4月1日から先行販売をいたします。

なお、本事業は大変好評とのことで、例年チケットは完売していると伺っております。事務局といたしましては、区内の生涯学習センターミレニアムホールで開催すること、また、事業内容が親子の触れ合い、情操教育に資するという内容から、後援を承認いたしたいと考えてございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、イの東京舞祭実行委員会が実施する事業に対する後援名義使用についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

主催者は、東京舞祭実行委員会。事業名は「東京舞祭in上野恩賜公園」でございます。

実施年月日は、平成27年4月25日、26日の二日間で、開催場所は、上野恩賜公園でございます。

事業の目的でございますが、踊りを通じて子供たちが思い切って体を動かすことで体力の増進・心身の健康増進を図るとともに、行儀作法を身につけることにより健全な育成がなされることを主な目的としております。

事業内容でございますが、40チームによるダンスパフォーマンスを中心に行い、日ごろの練習の成果を発表していただくというものでございます。

なお、本事業でございますが、東京都と新宿区が共催で開催いたします第2回東京舞祭のイベントとして開催するものでございます。既に本事業につきましては、台東区、東京都及び東京都教育委員会から後援名義使用の承認を受けているということでございます。

事務局といたしましては、区内の上野恩賜公園で開催すること、事業内容が青少年の健全育成に資するということから、後援名義使用を承認いたしたいと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まず、協議事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 公演は実施委託になっていますけれども、どちらに委託するのでしょうか。133万円のうち、127万円が公演実施委託となっています。

○高森委員長 出演者の出演料だけではないですね。

○庶務課長 資料にチラシがついてございますが、表面の一番下に企画制作という表示が

ございますが、こちらの公益財団法人ソニー音楽財団に委託をすることでございます。

○高森委員長 この出演者も、ソニー音楽財団から派遣されているのでしょうか。

○庶務課長 出演者につきましては芸術文化財団もチャンネルを持ってございますし、企画制作会社が招聘した演奏者もいるというふうに聞いてございます。

○垣内委員 企画制作というのはお金から出演者のキャスティングも含めてパッケージで委託を受けるというのが通常かと思いますけれども、今回の場合は財団の意向も十分加味していただけたということですね。あわせて、その関連の会社から協賛金があると、そういうことですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○垣内委員 この財団自身で公演を実施するということはないのでしょうか。

○庶務課長 芸術文化財団自身が、このような演奏者あるいはパフォーマンスをやる方々を抱えているということはございませんので、自主事業として展開する場合でも、演奏者等については委託制作の会社を通して招聘する、あるいは演奏者に対して直接報償費をお支払いして演奏に来ていただくというような形が多いというふうに聞いてございます。

○和田教育長 芸術文化財団自体が、東京芸術大学やその他の機関と連携しながら、自らプロデュースをして実施する事業がございます。例えば、邦楽ですね。三味線、尺八、琴などの演奏についても直接実施しているものもあります。また内容が、芸術文化財団自身でコーディネートするのは難しいものもあるので、いろいろなところでプロデュースしている機関を活用しながらというのも非常に効率的で、自らやるよりも経費的にはむしろ抑えられることもあるということでやっているのかなと思っています。

○末廣委員 この財団には、ほかの行事でも区は補助をしているということですか。年間を通していろいろな企画がありますよね。その都度、補助金を出すということになっているのですか。

○事務局次長 自主事業が幾つもありまして、年間で自主事業経費という形で、区から財団に予算を渡しています。

○高森委員長 よろしいですか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に、協議事項、庶務課のイについて、ご質問ございませんか。趣意書にいい言葉が書いてあるなと思いました、心の東京革命の取組と賛同しているという形で。この事業自体はずいぶん長いのですか。

○庶務課長 2回目と聞いてございます。

○垣内委員 第1回が観客動員数3,000人ですか。

○高森委員長 第2回目は予定ですね。

○垣内委員 今回、上野で行うプレに関しては10万人という、規模が大きくて、しかも警備が20万円で清掃費と同じぐらいなので、大丈夫なのかと思いましたが、特に問題はない

のですか。

○庶務課長 ただいまご指摘いただきましたように、開催概要が、参加予定者に対して観客動員数10万人ということで大変多いのですが、今、やはり国際的なテロの脅威もあり、実はゴールデンウィークのときに、上野公園で実施を予定していたイベントも中止になるという状況がございました。そういうことも確認をしたのですけれども、これはあくまでも目標、心意気だということでございました。書類としては、このまま上げさせていただいたというところでございます。

○垣内委員 この警備できちんとケアできる計画をされているのかどうかを確認したいのですが。

○庶務課長 その辺りの警備、安全確保については、十分に対処してくださいということは申請者には要請をしてございますので、警備計画等については、また改めて計画書を出していただきたいということはリクエストしようと思ってございます。

○高森委員長 プレ大会を開くのは今回が初めてですか。

○庶務課長 初めてでございます。

○高森委員長 今後の展開案を見ますと、壮大なビジョンなので、全国大会が2020年、オリンピック開催に向けてということで、そこに着地点があるのでしょうけれども、今年は2015年の舞祭の東京各地域のなかの台東区で行う今回のイベント、これを指すわけですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○和田教育長 観客動員数10万人というのは、当日、上野公園を利用する客数を見込んでということだと思いますね。それだけに、一遍に集中して人が集まる際の怖さもありますので、十分これについては警備体制に留意するようにということを再度、教育委員会からも申し入れをすることになるだろうと思います。

主催者としては、新宿中央公園でやるよりは、はるかにイベント効果が高いという、そういう期待もあってのことだというふうに思っておりますけれども。

○高森委員長 安全面の管理がいかがかなという心配がありますね。不特定多数の人が出入りしますので、一般の利用者が多いですから、そういうところが心配な面もあります。

○和田教育長 それこそ、ここには子供もたくさんいるでしょうからね。

○垣内委員 特に4月末の土日で、ミュージアムにいらっしゃる方々もたくさんいらっしゃる中で、これをやるということになるわけですから、相当きちんとした計画を立てないと大丈夫かなという、そこだけが心配です。

○末廣委員 後援予定の上野観光連盟などは、どういった関わり合いを持つのでしょうか。

○庶務課長 詳細については、私どももまだ承知をしてないところもございますので、ただいま各委員からいただいたご意見等も含めて、細かい点について、主催者に確認をとつて、遺漏がないように把握をしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員長 こういった大きな事業はこれからたくさん増えてくると思いますが、その

辺りも含めて、またご指導いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかに、特にご質問がないようであれば、庶務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 指導課 ウ

○高森委員長 次に、指導課のウについて、指導課長、説明をお願いいたします。

○指導課長 近年、携帯電話やスマートフォンなどの急速な普及に伴いまして、子供たちのインターネットの利用環境は大きく変化してきております。

ネット依存による生活の乱れや、誹謗中傷といった、いわゆるネットいじめ、個人情報の流出、ネット被害に巻き込まれるといったことが大変危惧されるところでございます。なかでも、いじめ問題につながったり、発展したりする可能性も極めて大きく、台東区いじめ防止対策推進基本方針にも、本件の策定についてお示ししているところでございますが、この度、教育委員会指導課、小中学校の校長会、そして、小中のPTA連合会の三者で連携をとりながら、今後の対策を考えてきたものでございます。

それでは、資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まずは、このルールを作成するにあたり、本区の子供たちの状況を把握するためのアンケートを行いました。調査対象を小学校5年生、中学校1、2年生と、それぞれの保護者の方にご協力をお願いしました。

中身でございますけれども、まずは、資料1枚目の保持率でございます。円グラフのとおりでございますけれども、一番下の棒グラフが、スマートフォンをいつから持ち始めたかという、学年ごとに整理したものでございます。これを見ますと、小6から中1が一気に増えているということがおわかりいただけるかと思います。

続きまして、資料をおめくりください。

使用する中で困ったことがあったかどうかを、子供たちと保護者の方々にそれぞれ尋ねてみました。まず、子供でございますが、円グラフを見ますと、困っているという回答が、私どもが予想していたよりも低い結果でありました。

その内容でございますけれども、「寝不足」、「目が悪くなった」、「家庭学習時間が低下」というところが比較的多く、「使いすぎ」をどう改善するかが課題であることがわかります。ちなみに、このグラフの上の数字が実数でございます。

次のページをお開きください。こちらは、保護者の方の状況でございます。

困っているという率が子供たちよりも高く、中学校になるとその率も上がってきます。

この中身でございますけれども、「注意しても止めない」、「夜更かし」をする、「注意すると不機嫌になる」というところが多く出ております。

保護者の方々は、課題意識はあるものの、なかなか改善できずに困っているのではないかと推測されるところございます。

次に、1日の使用時間について、どのくらい使っているのかという実態でございます。

このグラフも、人数、実数でございますけれども、小学校につきましては、ほとんど1時間以内の使用ということがわかります。ただし中学生におきましては、3時間以内くらいもまだ高くて、学年が上がるにつれて使用時間も多くなっております。

何かしながらのメール、何かながらのSNSのやり取りといった、ながらのケースもあると思いますが、いつまでも相手のペースで連絡し合ったり、ゲームにのめり込んだりすることは、これはまさに生活を脅かされる状況だというふうに思ってございます。何らかの使用について、時間制限を考えていく必要がございます。

次に、下の棒グラフでございますが、こちらは、使用の目的をまとめたものでございます。特にメールやSNSで友達から来たらすぐに返信しなければならない状況になっているのではないか。自分の意思だけで使用をコントロールできない環境になっている子も多いのかなと思われます。

やはり、こちらは使用時間の制限をかけながら、友達同士が時間を守って、それ以降は連絡をしないという環境をつくることが必要かと思います。

次、おめくりいただければと思います。

こちらは、フィルタリングをかけている状況でございます。

フィルタリングサービスの利用につきましては、保護者の結果を見ますと、約7割になってございます。しかし、ここにつきましてはぜひ100%の普及を進めていく必要があると思います。

また、保護者の回答の中に、分からぬという結果も出ているところでございます。このことについては問題視していかなければならぬと思っております。

今まで働きかけてはまいりましたが、ただフィルタリングをつけてくださいという呼びかけだけではなく、フィルタリングをどうつけるのか、フィルタリングがついているか否かをどう調べるのかというところも合わせて啓発していく必要がございます。

こういったアンケートの結果から見ますと、一部のご家庭、一部の学校ということではなく、広域的に一定のルールをつくり、子供たちを取り巻く環境を、同じルールのもとでしっかりとした環境を整えていくことが必要であると改めて認識したところでございます。こういった実態に基づきまして、校長会やPTA連合会の方々とも何度も意見交換や検討を重ねてまいりました。その結果としてのルールでございますが、二つ折りの資料に挟んでおりますA4表裏の資料でございます。

左上に小学校版、中学校版としている、こちらがそのルールでございます。

小学校版は子供たちには三つのルール、中学校版には四つのルールを設定いたしました。保護者の方につきましては、小中ともに三つのルールでございます。

今回いろいろと検討していく中で意見が分かれたところではございますけれども、特に

①番の、時間の設定のところでございます。

今回、小学生が夜8時まで、中学生は夜10時までという時間の設定をしたところでございますが、例えば、塾などで遅くなり、家庭への連絡を取るなど必要な連絡については、例外的に認めるという扱いになりますけれども、まずは、この時間を設定して、一度これでスタートして、状況を見ながら今後また検討していきたいと思ってございます。

また、こちらの二つ折りの資料でございますけれども、各保護者あてにリーフレットを作成いたしました。この中身は、先ほどご説明いたしましたアンケート結果の内容や、フィルタリングサービスの利用方法等も入れて、参考にしていただければというものでございます。

こういったものを使いながら、年度末、年度初めの保護者会や、定期的な保護者会や個人面談等も開かれてまいりますので、そういうところで保護者への啓発を繰り返し行つていきたいと思っております。

また、毎年こういったアンケートをとりながら、このルールの成果、改善点、そういうものを常に状況を見ながら検討していく形をとつていただきたいと考えてございます。

あくまでも、これは1つの方策ではございますけれども、今後とも、学校、保護者、地域、そして教育委員会が一丸となって、子供たちをスマートフォン等のインターネットによるトラブルから守る取り組みを進めてまいります。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 このアンケートは、どういう形で行ったのですか。学校を通してですか。

○指導課長 学校を通してお願いしたところでございます。

○末廣委員 アンケート用紙は、保護者と子供に最初から分けて渡すわけですか。

○指導課長 小学5年、中1、中2の子供たちとその保護者に、家庭を持って帰つていただいて、学校に提出していただいたということでございます。今回のアンケートは無記名でやっておりますので、中身についてはかなり現実的なものであろうかとは思っております。

○末廣委員 回収率は高かったのですか。

○指導課長 児童・生徒におきましては、ほぼ100%でございます。保護者につきましてもほぼ100%のご協力をいただいたというふうに聞いております。

○垣内委員 内容は複数回答式ですよね。

○指導課長 複数回答も可という形になっております。

○垣内委員 そうしますと、夜遅くまでやつていて、寝不足で目が悪くなったとか、三つに丸をつけるという、そういう回答もありますね。

○指導課長 説明が不足しておりました。

複数回答可ですが三つまでということでございます。委員がご指摘のように、寝不足で目が悪くなつてというところをつけている場合もあるとは思います。

○垣内委員 それから、一番最後の、子供の結果と、保護者の結果、基本的に齟齬があるのがよくわからないのですが、フィルタリングサービスがついているということを保護者は知っているが、子供にはわからないと、そういう意味でよろしいですよね。そうすると、この保護者の結果を見れば、どのくらいフィルタリングがついているかどうか、実態がわかるという理解でよろしいですか。そのほとんどがついていて、つけていない人たちが2割から4分の1くらいまでいて、あと、わからない方が若干いるという、そういう理解でいいですか。

それと、中学校1年の「分からない」の18%は、結構、ほかの小5や中2のサンプルグループに比べると大きいですが、何か理由があったのか、あるいは学校のサンプリングが、全ての学校ではない、サンプリングバイアスが入ったのかなという、その辺りが、データの読み方が、全体的に七、八百くらいのサンプル数ですかね。保持した学年というのが単一回答だと思いますので、それをざっと足すとそれくらいかなと思うんですけど。

その比率というふうになると結構な差があるので、そのサンプルバイアスみたいなところは逆にないという理解でよろしいでしょうか。

○指導課長 サンプル数につきましては、まずは、生徒数に対して、保護者の方の回収率がそれぞれ90%以上あったということを聞いておりますので、特に中学校1年生のサンプリングの数が極端に少ないという状況ではないと思っております。

委員にご指摘いただきましたところについて、なぜかということもこの検討の中で話題になりました。結論として、なぜここだけ多いのかというような適確な答えはわからなかつたということでございます。ただし、やはり中1を機に持たせている部分もあります。今まで持たせていなかったのに、持たせたという保護者の方がわからない状況が多いのかなというようにも思っています。今後も意識してまいりたいと思っております。

○垣内委員 逆にいうと、中1のときに集中的なケアをするという方策に、実際はなってくるのでしょうか。

細かい話ですが、例えば、小学校5年生のサンプルをとるときは、幾つかの小学校に依頼して、地域による差を平準化する、あるいは、全ての小学校にちょっとずつサンプルを配置していただくようにお願いするという、そういう配慮をされた結果だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○指導課長 説明が不足しておりました。今回は、全ての小中学校にお願いしてございますので、特にそういったところでの影響はあまりないのかなというふうには認識してございます。

○高森委員長 端末の種類が、インターネット、携帯電話、スマートフォン、その3種類にしばられていますが、インターネットとは、どういった状況で使うインターネットを指しているのでしょうか。パソコンを使うという意味のインターネットですか。

○指導課長 インターネットとは、自宅のパソコンで、よく自分用のパソコンを持っている子供もありますので、そういう意味でございます。

○高森委員長 例えば、ゲーム機でインターネットに接続できてしまいますよね。そういうものも入っているのでしょうか。

○指導課長 対象にしてございます。

○高森委員長 携帯電話もいろいろと種類がありますけれども、自宅など、特定の番号にしかかけられないものも、携帯電話としてカウントされるのでしょうか。それしか持っていない子供もいると思うのですが、それが、「持っている」のほうに入ると、果たして、この数字がそのままインターネット利用に直接つながるのかなという、その辺りは疑問もありますが、細かく指示して質問されていますか。

○指導課長 そこまでは指示していません。

○高森委員長 最初からセキュリティ、フィルターが入っている機能限定スマートフォンもありますので、同じスマートフォンでも縦横無尽に使える品物と、そうでないものとがあると思います。子供からいと、「携帯電話を持っている」というかもしれません、「スマートフォン持っているよ」というかもしれません、実は限定された機能しか使えないものを利用している子供たちもいるかもしれないなという気がいたしました。

それと、フィルタリングは、ほとんど今は有償ですか、無償のフィルタリングは少ないかなと思うのですが。

○指導課長 私ども事務局も、このフィルタリングをしている協会に行きましたして直接話を聞いてきました。無料でできるという話を聞いております。携帯電話各社で、それぞれがそういったものを準備しているので、そこをぜひ保護者の方に紹介をしてほしいという話でございましたが、もう一度確認をしてみたいと思います。

○高森委員長 携帯電話に限ってはそうでしょうね。ただ、パソコンや、タブレット端末など、いろいろあると思いますけれども。

○垣内委員 4ページのところに、フィルタリングの利用方法といったものがありますね。

○高森委員長 利用時間制限は比較的簡単にできるのですが、有料のものが比較的多いのではないかと思いますね。無料の場合は本当に機能限定で、それほど充実はしていない。フィルタリングも後手後手ですからね。サイトのほうが先に上がってくるので、なかなか全てシャットアウトできるソフトはないと思います。というのは、最後の資料の3の一番最後のフィルタリングサービス使用状況のところで、有料のものはなかなか保護者は手が出しにくい部分があると思います。できれば、そういったサービスを利用している携帯電話のキャリアを使うのはいいかなと思うのですが、今後どう世の中が変わっていくかわかりませんが、できれば無償で優秀なソフトが使えるのがベストですね。パソコンではそもそもいかない部分もあると思います。インターネットを利用している子供たちと、パソコンの使用時間、それからスマートフォンを利用している端末ごとの使用時間をもし調べられたらよかったですと思います。複合的にあれもこれも全部含めて4時間以上という人もいると思いますし、具体的にその辺りが見えてくるとよろしいかと思います。

○和田教育長 このデータについて、一番冒頭の1問目で、インターネット・携帯電話・

スマートフォンの保持率となってはいますが、その下の段にスマートフォンの保持率が出ていて、その次のページからは、基本的には、携帯電話、スマートフォンのデータで、パソコンは入っていないと思っていいんですね。

○指導課長 まず、この保持率の部分については、パソコンも入っております。つまり、インターネットができる環境が子供たちにどのくらいあるのかということです。ただ、そこから先の部分につきましては、携帯電話とスマートフォンのみの状況でございます。

○和田教育長 フィルタリングの話は基本的には携帯電話、スマートフォンの話に限って聞いていると思っていいわけですね。

○指導課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 逆に心配ですね。むしろパソコンのほうがいろいろなサイトを見られると思います。

○和田教育長 その辺りの問題意識はどう捉えていますか。

○指導課長 ご指摘のように、パソコンなどは当然、危険性もあると思っていますが、自宅のパソコンを使って日常的に、ながらパソコンというのでしょうか、そういう状況はあまりこの年代ではないのではないかなどということがありましたものですから、あまり視点を当てなかつたという状況です。危機感は非常に感じているところでございます。

○高森委員長 言われてみると、私の大学の学生たちもパソコンを使ったことがないという学生が意外と多いです。今は携帯電話、スマートフォンで十分にできてしまいますので。

○和田教育長 ということは子供たちの実態の一番心配な部分は、やはり子供本人が占用所有している機器によって、いろいろとアクセスあるいは連絡を取り合う、そのことを非常に問題視しているということで、いわゆる従来型のパソコンの利用については、問題はないとは言えないけれども、基本的には電話機能、通信機能を中心とした本人専用のものについてのアンケートをとったということでよろしいわけですか。

○指導課長 そのとおりでございます。ですので、このルールの中にもございますが、1日1回は、子供の持っている端末を確認する、あるいは預けるというところまで一歩踏み込んで今回はやってみようと、これは、実はPTA連合会からご意見を強くいただきまして、そこまでやって子供がどこでいつ持っているかわからないという状況を、まずは改善しようという趣旨も含まれているところでございます。

○和田教育長 そもそも教育委員会ではこれまで何もやっていなかったということですか。

○指導課長 既に、情報機器の活用、スマートフォン、携帯電話の扱い方については専門の派遣研修なども何回も繰り返しやってきたところでございます。ですが、より一層保護者にご理解をいただいて、ぜひ一人一人の保護者、学校が24時間同じトーンで指導していくということでいろいろとご意見をいただいたという状況でございます。

○高森委員長 資料3の保護者の困ったことの内容の部分で幾つか挙がっていますが、確かにスマートフォンに依存している子供の、家庭での態度が非常に悪くなつたといった意見も聞いています。親子の会話も学習する時間も当然なくなりますし、百害あって一利な

しとは言いませんけれども、本当に必要なものなのかどうかということをまず先に、子供ときちんと話し合うべきだと思います。SNSは確かに便利かもしれません、それがなくても彼らにはコミュニケーションをする時間と場は幾らでも設けられると思います。学校内でもできますし、放課後もありますし。

まず、あえてこのソフトを使う、SNSというサービスを使う意義があるのかどうかといふことも含めて教育していかないといけないかなと思います。何でも珍しいものに飛びついてすぐやり始めますけれども、しばらくやっていくと子供たちも大変なことになっていることを自分で自覚してわかってきます。このままやり続けることで自分の時間が全然持てなくなる。返事をしなければ、すぐまたいじめにつながる。そういった自覚は後から気づくものですので、先に教えてあげることが大事かという気がいたしました。

児童・生徒が守るそれぞれの約束の①番の使用時間の制限について、スタートはどうしますか。何時から預けるのか。

○指導課長 そこも話は出ていたのですが、まずは夜からというようには考えております。

○高森委員長 特に休日などは、与えたらずっとやっている子もいるわけですね。ですので、時間制限のほうがむしろ現実的なのかなと思います。例えば、下校時間以降8時まで、帰宅してから10時までとか、そういう時間制限。スマートフォン自体に使用時間の制限設定をかけられるかとも思います。そうしたら預ける必要もないわけです。保護者がパスワードを入れなければ、その時間以外しか使えないという設定にしてしまうなど、いろいろ工夫があるかなと思うので、これは一つの目安として時間制はいいと思うのですけれども。

○末廣委員 今的小学校、中学校は子供が学校に携帯電話、スマートフォンを持っていくことは認めているのですか。

○指導課長 区内全ての区立小・中学校では認めていません。

○末廣委員 しかし現実には持ってきてている子供はいると思いますが、見つけたら一時預かったりするのですか。

○指導課長 現実にそのような対応をしている学校もございます。当然、保護者に学校に来ていただくななどして、今後どういうふうに子供を見ていくのかということも保護者に連絡をして対応しているところでございます。

○末廣委員 保護者の家庭の状況によって、どうしても子供が携帯電話を持たざるを得ない場合もある程度考えられるのですが、そういう場合は認めるのですか。

○指導課長 そういう状況を通年でという形では学校は認めていないと思いますが、どうしてもこの日だけというあたりで、事前に保護者から連絡をいただいてという対応はしているところがあると聞いております。

○垣内委員 非常にきちんとした明確な課題意識に基づいて調査をされて、一定の客観的なデータに基づいてルールをつくるということは一歩前進ではないかと思います。

気になるのが、オフィシャルルールということですが、オフィシャルというとちょっと

強いというか、表現的には難しい気がいたしますけど、ここは特にこういう名称で問題がないということなのかなと。

これで皆さん、PTAの方や学校の先生方もこういうふうに言ったほうがやりやすいということであれば問題はないですが、あまり聞かない言葉かなと思います。

○指導課長 その辺りの表現につきましても調べてみたいと思います。

○和田教育長 ご指摘のとおりで、これを保護者、学校の子供たちに言っていくと非常にかたいイメージですね。アピールしやすいように考えていただけばなというふうに思います。

同時に、今回のルールを策定するに当たっては、まず保護者と子供たちにはいろいろな場面で指導を学校ではしているわけですけれども、保護者たちに対しては、なかなか浸透するのは難しい部分もあったということで、まず保護者たちにも意識を十分喚起してもらう、具体的にどうしたらいいのかということを提案をさせていただくという趣旨がこれにはあったと思うのですね。

中学生版、小学生版、この中のそれぞれで保護者が守る約束のところで①のところ、これは恐らく保護者たちはかなり迷うところだろうし、子供とのかなりし烈なやりとりが想定されるわけです。こういうところもできれば、例えばメールのやりとりを誰としたかは知ることができる、そのくらいのことまでは説明できるようにしておいたほうがいいですね。

また、冒頭の指導課長の説明の中で、危惧される部分として、フィルターをかけているかどうかを保護者がわからないという、これは非常に深刻なことだと思います。中学校1年生で18%の人がわからないと言っている事自体が、これは学校側も十分それを意識して注意喚起をしていただきたいなと思います。

もう1点は、先ほど末廣委員から携帯電話を学校に持ってきていいのかという話がありました。それについて、これまで学校では持ち物検査をやっていたと思いますけれども、それがどこまで徹底されているのでしょうか。

実際に授業中あるいは休み時間の使用は本当にはないのか、そういうところは学校の校内規律としてきちんと守れるような指導をもう一度各学校に行いたいと思いますので、それはよろしくお願ひいたします。

これから先のことについては、PTA、校長会等でもヒアリングはもう済んでいるということでおよろしいですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○和田教育長 終業式までに各学校にお知らせすることになりますか。

○指導課長 はい。今年度中に周知をしていきたいと考えてございます。

○和田教育長 そうすると、今日の委員会をもって、これは決まるという形になりますか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○和田教育長 十分にご意見を伺って、改めてまた明日でもご意見があれば伺いたいなと

思っていますが。

○高森委員長 小学校版、中学校版のルールについて、「保護者が守る3つの約束」の①番は、使用状況を確認しますと、保護者は約束するわけですが、子供のLINEのやりとりや、メール本文、そういったことも親が確認することを約束するという厳しさ、そういうところまで含めた意味があるのでしょうか。

○指導課長 その議論も検討の際に出ておりました。どこまでやるのかという。中学生になると、どうしても嫌がるだろうこともあります。実際は、そこまでやると親子関係にも支障が出るかということもありました。ただし、やはり今何を送ったのと聞いたときに、子供がこうだよと、その中身までは見せないにしても、今こういうことを誰とやり取りしているんだと、相手は誰だというあたりまでは、そんな親子関係くらいはつくっていこうという意見も出ておりました。ただし、中身まで逐一チェックというのはなかなか現実に厳しいかと思いますが、ただ一步、そこができれば、子供も全然見知らぬ人のやりとり、あるいは犯罪に巻き込まれるということが防げるのかなと考えたところでございます。

○高森委員長 保護者が見たときに極端に受け止める親も出てくるという心配があります。だから使用状況を必要に応じて確認しますという感じなのかなと、ニュアンス的にはですね。

それから次の②番、「子供が携帯電話等の使用時間を守れるよう時間になったら預かります」という言葉が少しひっかかるのですが。管理しますのほうがいいかなと。時間になつたら預かりますというのは表現的に少しひっかかります。

○和田教育長 具体的な時間は設定していませんね。

○指導課長 時間を決めたとしてどこまでできるかというところで、例えば家の中で置き場所を決めておいて、自分の部屋ではなくて保護者が知っているところに必ず入れておきなさいとか、その程度でしたらできるだろうというところでございます。よくあるのは、布団の中まで持つていって、いつまでも操作しているということで、それをまず防ぎたいというのが一番の趣旨でございます。

○和田教育長 家庭状況によって親子間の人間関係がかなり大きく実現性には影響するという気がしますね。

○末廣委員 その家庭の親子関係で、すんなり守られるようだったら全然問題のない家庭だと思います。ただ、中学生になると、こういうことを言われて、わかったというふうになるかどうか非常に難しいところであると思いますね。

プライバシーの問題も親子といつても、どこまで親が踏み込めるかという問題もあるでしょうし、それぞれの家庭で判断してやるしかないと思いますけれども。

○指導課長 ご指摘のとおりでございまして、例えば中3の子にはなかなか難しいだろうと。ただ、例えば買い与えるときからとか、小学校のところからという積み重ね、そういうところで一歩でも前進できればというところは意見としてお伝えできたらと思います。

○垣内委員 データからいつても中学校1年になったところで周知して、まずはそこからという感じがしました。

もう一つ、このリーフレットは非常によくできていると思いまして、特に実効性を担保するためには、この4ページ目のフィルタリング機能について説明があって、無料のフィルタリングサービスがあるということを書かれているのですね。

例えば、主たるプロバイダーとか、会社だったらここに問い合わせ、カスタマーサービスまで書いてあるともうちょっと実効性が上がるのではないかと思います。

○指導課長 幾つか資料もございますので、そういうものも合わせてお配りをして、啓発をしていこうと考えてございます。

○和田教育長 今のお褒めをいただいたリーフレットですけれども、これを今年度中にどうやって渡すかというところで、子供を持って帰りなさいというのか、あるいは保護者会で直接渡すのか。保護者会で渡すにしても、これを説明をしないとなかなか理解できない部分もあるうかと思いますので、学校ごとに工夫をしてもらいたいと思います。

○高森委員長 いかがでしょうか。今、気づかないこともたくさんあると思いますが。

○和田教育長 これについては、今日、委員の皆様に改めてご覧いただいて、ご指摘事項あれば明日までにということで、ご意見を伺えればと思います。

○高森委員長 網の目を縫って子供はいろいろなことを見つけ出しますから、イタチごっこでなかなか難しいところではあります。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 生涯学習課 エオ

○高森委員長 次に、生涯学習課のエ及びオについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、日本ジュニア・ギター協会が実施いたします第37回ジュニア・ギター・コンクールの共催につきましてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本事業は、平成15年から毎年教育委員会が共催し、ミレニアムホールにおいて実施しているものでございます。このコンクールには、ギターを学んでいる幼児から高校生までの子供たちが毎年、全国から数多く挑戦しております。過去の入賞者の中には、現在、全国的、国際的に活躍している演奏者もいらっしゃいます。

つきましては、子供の音楽教育の推進及びミレニアムホールの活用による区民の生涯学習の振興の観点から、本件共催につきましては、例年通りよろしくご協議の上、ご決定し

ていただきますようお願い申し上げます。

次に、台東区アマチュアオーケストラ協会が実施いたします、オーケストラウイークス2015の共催につきましてご説明いたします。資料5をご覧ください。本事業は、平成4年から毎年教育委員会が共催をしている事業でございます。オーケストラウイークス2015は、台東区アマチュアオーケストラ協会の構成団体が、ミレニアムホールや浅草公会堂におきまして演奏会を催す音楽週間でございます。区民の音楽文化に寄与し、区民の自主的な音楽活動を支援するという生涯学習の振興の観点から、本件共催につきましては、例年通りよろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきましては、まず、協議事項、生涯学習課の工について何かご質問ございませんか。

○垣内委員 収支予算について、収入の参加費というのは、誰がお支払になっているのでしょうか。また、支出の、弁当・打ち上げ代という項目がありますが、食料費についてはなかなか厳しい昨今ですが、優勝者も含めてのレセプションというような理解でよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長 参加費は、コンクールに参加する子供たちの参加費というところでございます。お弁当代・打ち上げにつきましては、朝から夜の9時近くまで予選会、そして本選ということになりますと、そのスタッフのお昼のお弁当代と、それが終わってから審査に当たった方、関係者、入賞者も含めて交流を深めて行うものです。

○高森委員長 会食費でいいですよね。打ち上げ代という表現が少しひつかかります。

○生涯学習課長 ご指摘のとおり、そのように団体にお話をしたいと思います。

○垣内委員 最近は、公的な団体の飲食系について、なぜ食事をしないと交流が深まらないのかというふうによく言われてしまって、昨今では、会費制でやったりもしているんですね。大きな金額ではないのですが、せっかく長く続く立派な事業なので、あまり誤解のないように名称も含めてちょっとご検討いただければと思います。

○生涯学習課長 そのようにお伝えしたいと思います。

○和田教育長 今のご指摘、まさにそのとおりと思います。同時にこのジュニア・ギター・コンクールはまさに全国区の事業で、これをミレニアムホールがオープンしてからずっとやっていただいているということは、会場のキャパシティは小さいのですが、もうこれだけでも60組が出場するということですので、このジュニア・ギター・コンクール自体が世界的にも有名な演奏家が出たりということで、会のステータスも高いということと、それにあわせてミレニアムホールもかなりそういう意味では、その世界では有名な状況になってきていうところもありますので、教育委員会としてもぜひということですね。

○生涯学習課長 まさに全国、北は北海道、南は九州というところから集まり、クラシックギターの中の登竜門といったものになっているようでございます。優勝者では国際的な演奏家が出たり、そのほかの方も他のギターのコンクールで入選したりしており、そういう

った意味ではミレニアムホールが音楽的に確かにすぐれているホールだということのある種のPRもしていただいているようなところもあるかなというふうに感じております。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、協議事項、生涯学習課のオについてご質問はございませんか。

○和田教育長 この会は、台東区の上野浅草フィルハーモニー管弦楽団など、教育委員会がそもそも設立に非常に関与したオーケストラを母体にしてできた会だと思いますし、そういう意味では、23区の中でもこれだけ管弦楽が盛んになっているのは台東区をおいてないという自負もありますので、これについては地域の方々が自分たちで開催しようというイベントもありますので、ぜひとも共催をしていきたいなと思います。

○高森委員長 入場料等の徴収ありとなつてますが、予算書を見ると、チケット売上（当日券）だけのことを指すのでしょうか。わずか20枚ですが。

○生涯学習課長 アマチュアの方たちですので、どちらかというと多くが、舞台に出られる方がお配りになってということもありますので、席数、公会堂も満席にはなるわけですが、その割には当日の収入としては少ないというところでございます。

○高森委員長 区の施設だと、会場の中でチケットの売買は出来ないのでないですか。

○生涯学習課長 出来ないわけではありません。使用料で違いをつけさせていただいております。入場料収入が多ければ、その会に収入が入りますので、その分、使用料金もいただくということになっております。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のエ及びオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 青少年・スポーツ課 力

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課の力について、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきましてご説明申し上げます。資料6をご覧ください。

まず、柳北スポーツプラザにつきまして、青少年・スポーツ課より、台東区チャレンジフィジカルテストとして事前使用申請をさせていただきます。

本事業は、区民を対象とした体力テストとスポーツ体験会で、測定を通じて参加者に現状の体力を認識していただき、今後の体力づくりの一助とすることを目的としているものでございます。なお、体力テストはこれまで年2回行われており、来年度も継続して実

施することで、区民の体力向上、健康増進に努めているところでございます。

保健サービス課からは地域の中高年の方々に体操による体力づくりを促進するための若返り体操広場の会場としてアリーナの申請がございます。

学務課からは、台東区立育英幼稚園の授業としてプールの使用申請がございます。

区民課からは、第8回紅白マロニエまつりの準備及びウォーミングアップ会場としてアリーナ及びテニスコートの申請がございます。

続きまして、台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、学務課より、富士小学校マラソン大会の会場として陸上競技場及び体育準備室の事前使用承認申請がございます。また、忍岡中学校球技大会の会場として、第一競技場及び第二競技場の使用申請がございます。

青少年・スポーツ課からは、区民体育祭サッカー大会及び区民体育祭陸上競技大会の会場として、陸上競技場及び体育準備室の使用申請をさせていただいております。

台東区体育協会からは、ジュニア育成事業サッカー大会及びジュニア育成事業100m走講習・測定会の会場として、陸上競技場及び体育準備室の使用申請がございます。

柔道会からは、合同練習場の会場として、第一武道場及び会議室の申請がございます。

剣道連盟からは、ジュニア育成事業剣道指導者養成研修会の会場として、第二武道場の申請がございます。

また、テニス協会及びソフトテニス連盟から、平成27年度に庭球場を早朝使用することについての承認申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年・スポーツ課の方については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイウ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いいたします。

初めに、庶務課のアからウについて庶務課長、お願いします。

○庶務課長 まず、アの区民文教委員会における審議事項及び報告事項についてご説明をさせていただきます。資料7でございます。

平成27年2月13日金曜日、区議会第1回定例会の区民文教委員会が開催されました。教育

委員会からは、議案を3件、報告事項5件、計8件を提出してございます。そのほか教育委員会に関する陳情が2件出てございます。

資料の1ページ目をご覧いただきたいと思います。教育委員会制度の改正についてという報告をさせていただいておりますが、各委員からは、議会も教育長や教育委員の選任に大きな責任が発生したと感じられる。もっと教育委員会にかかわり対応する必要がある。子供たちの教育、将来に責任を持てるように議会も責任を負う必要があると感じているというご意見がございました。

陳情につきましては、小学校のPTA連合会から出されたものでございますが、区立小学校19校でPTAが自主的に取り組んでいるものとして、登下校の時間を保護者にリアルタイムでお知らせするメールのシステムがございます。このメールシステムが来年度から有料になるということで、その経費の支援を教育委員会にもしてもらいたいというのが陳情の一つでございます。

陳情のもう一つが、そのようなシステムを教育委員会の事業として、教育委員会が実施してくれることを望むという内容のものでございました。陳情の審議につきましては、1本目についてが、趣旨採択。2本目についてが、継続審議となつてございます。

そのほか報告事項として、たなかクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の発足について報告してございますが、各委員からは、具体的な運営方法についてのご質問があつたところでございます。具体的なやりとりにつきましては、資料をご参照いただければと思います。

次に、イの予算特別委員会における審議事項についてでございます。資料8でございます。平成27年2月16日に、歳入の審議、それから2月19日に教育費にかかわる審議が行われたところでございます。

資料2ページをご覧ください。教育総務費で教育委員会制度の改正に関するご質問がございました。総合教育会議、新教育長についての質問でございました。

資料をおめくりいただきまして8ページをご覧ください。小学校費でございますけれども、土曜授業の頻度についての質問がございました。

次に、11ページをご覧ください。児童保育費でございますけれども、待機児童対策についての対応や現在の状況等についての質問がございました。

12ページをご覧ください。社会教育費のところでございますけれども、新成人を祝う会について大変すばらしいという評価をいただきました。

次に、資料9になりますが、後援名義の使用についてでございます。こちらは、継続分ということで、庶務課の取り扱い分が、第8回浅草橋紅白マロニエまつりほか2件、指導課の取り扱い分が、第3回親子の日、絆（KIZUNA）コンクール1件でございます。

裏面、生涯学習課の取り扱い分が、第33回台東区写真教室OB会写真作品展ほか2件でございます。

青少年・スポーツ課の取り扱い分が、第36回東京都上野恩賜公園噴水前広場「ブロンズ

像」建設記念日ラジオ体操大会ほか1件でございます。

庶務課の報告事項アからウまでの説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のアについて、何かご質問ございませんか。

資料2枚目の下の例の一斉配信システムの件については、1番目は趣旨採択、2番目は継続審議となっていますが、このことについては、教育委員会は特にまだ話し合ったことはないですね。

○指導課長 また、報告等はさせていただこうと思っております。

○高森委員長 私たちは知っておかなければいけないことですね。

○和田教育長 この件については、陳情が去年の12月から1月にかけての段階で出されたもので、議会審議にかけたということもございまして、教育委員会として特にこれについて、先んじて意思決定というのは基本的にはじまないかなということもあります、これまで審議という形にはなっていなかった状態があったと思います。

ですが、今回のこの区民文教委員会での結果が出ましたので、これについては、また、具体的に事務レベルで話を詰めてから教育委員会に改めてご報告をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いします。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に、報告事項、庶務課のウについては何かご質問はございませんか。

○和田教育長 いつもこの時期にわんぱくトライアスロンの後援名義申請が出ていたと思いますが。

○青少年・スポーツ課長 わんぱくトライアスロンは、台東区芸術文化財団が実施している事業でございますけれども、芸術文化財団の事務局から聞いたところでは、来年度、会場となっておりますリバーサイドスポーツセンターの外の走路のところの工事がある関係で、例年8月に行っていたのですが、走路等が使えない、ランとバイクができないということで中止すると聞いています。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のアからウについては報告どおり了承を願います。

## (2) 庶務課（事務局副参事） 工

○高森委員長 次に、庶務課（事務局副参事）のエについて、事務局副参事、ご報告をお願いします。

○事務局副参事 資料10をご覧ください。新制度の開始に合わせ教育委員会が区長から委任を受けて行う事務について関係する規則が公布されましたのでご報告をさせていただきます。

公布された区規則とその公布日は表のとおりとなります。それぞれの規則に規定した主な内容についてご説明いたします。

項番1につきましては、1月13日の教育委員会において、区長から委任される事務について事前協議を行いました五つの事務について規定したものでございます。

項番2の支援法施行細則につきましては、記載の内容について事務の手順やその様式を定めております。

項番3、条例施行規則につきましては、昨年12月の第4回区議会定例会で、保育の利用に係る規定と保育料を定めました東京都台東区保育所における保育等に関する条例を改正いたしました。この改正で、保育料に特化した条例に改めております。これに伴い、この条例の施行規則についても規定の整備を図っております。

項番4の保育に関する規則につきましては、項番3の規則において保育の利用に係る規定を削除いたしたことから、新たな規則として、保育園などへの入園申し込みや利用承諾、保育の利用に関する規定を整備しております。いずれの規則につきましても、施行日は平成27年4月1日となっております。報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のエについては報告どおり了承願います。

### 3 4月の行事予定について

○高森委員長 次に、4月の行事予定について庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料12をご覧ください。平成27年4月の教育委員会の行事予定でございます。主なものをお紹介させていただきます。

14日火曜日が、11時から定例の小中幼保連合校園長会がございます。こちらには、教育委員の皆様全員ご出席をいただき、ご挨拶をいただく予定になってございます。また、同じ日の午後に教育委員会の定例会がございます。

同じく28日、木曜日に教育委員会の定例会がございます。

その他のご案内は資料のとおりでございますのでよろしくお願ひをいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 行事予定については、報告どおり了承願います。

#### 4 その他

○高森委員長 その他、何かございますか。

(なし)

○高森委員長 以上をもちまして本日予定されていた議事日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会をいたします。

午後5時23分 閉会